

議案第十号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

港区公衆便所条例（昭和三十九年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「三田福祉会館前公衆便所」を「芝四丁目公衆便所」に改める。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

三田福祉会館が三田いきいきプラザに移行することに伴い、三田福祉会館前公衆便所の名称を変更するため、本案を提出いたします。